

不法投棄・野焼きの禁止

不法投棄の禁止

不法投棄は絶対にやめましょう。

自分の土地でも、みだりにごみを捨てると
不法投棄に該当するおそれがあります。

不法投棄されたごみは、原因者が発見されなければ税金で処理されます。
町民一人ひとりの心がけと、不法投棄を許さない雰囲気作りが必要です。



罰 則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

野焼きの禁止

法律で定められた焼却炉以外での焼却は認められません。

ドラム缶、素彫りの穴、鉄板の囲い等で廃棄物を燃やすことは、
「野焼き」になります。ごみは決められた方法で処理しましょう。

※農林業等を営むうえでやむを得ないものとして行う焼却（燠炭づくり、焼き畑等）や焚火等の日常生活の焼却であって軽微なものであれば、野焼き禁止の例外とされています。その場合は、事前に消防署へ所定の届出を行う必要があります。（火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出）ただし、周辺環境や近隣住民の生活環境を保全することが優先されます。苦情が入った場合は、焼却を中止していただくことになります。



罰 則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

不法投棄・野焼きを目撃したら

－不法投棄の場合－

庄内町環境衛生係 TEL 43-0248、43-0254
庄内総合支庁環境課 TEL 0235-66-4914
庄内警察署 TEL 45-0110

－野焼きの場合－

消防余目分署 TEL 43-3300
消防立川分署 TEL 56-2110 までご連絡ください。

不法投棄は  から **通報** できるようになりました。

自分の所有地に放置しても不法投棄です。

不要なものは放置せず、正しく処分しましょう！

LINE 通報はこちら

LINE アプリから下のQRコードを読み取り「不法投棄」から通報してください。



火災で発生したごみの処理について

火災で発生したごみは酒田地区広域行政組合（５ページ参照）で処理されますが、通常の家庭ごみと扱いが異なるため、処理できないものもあります。ご注意ください。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設に搬入できるもの

- ・布団
- ・畳
- ・じゅうたん
- ・アルミサッシ
- ・建具
- ・家の配線
- ・木材・・・太さ１０cm以内、長さ１m以内のもの。
- ・ガラス・・・分別ができるものはリサイクルセンター（酒田市北沢字長面 200）に搬入してください。
- ・電化製品
- ※家電リサイクル法の対象商品であるエアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機も火災にあったものであれば、酒田地区広域行政組合に搬入することができます。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設には搬入できないもの

- ・外壁
- ・柱
- ・瓦
- ・防火シート

※これらは産業廃棄物になりますので、処理業者に依頼してください。

搬入時に必要なもの

- ・罹災証明書※
- ・印鑑

※罹災証明について

火災による罹災証明は、
消防署予防課（酒田市大町字上割 43 番地の 1 TEL 31 - 7147）で発行します。
申請から発行まで 2～3 日かかります。土日は手続きができません。

申請時の必要書類

本人が申請する場合・・・印鑑、運転免許証のコピー。
代理人が申請する場合・・・代理人の印鑑と被災者の印鑑、代理人の身分証明書が必要になります。
手数料・・・全焼の場合は無料。それ以外は 1 通につき 300 円となります。